質問第一二号

避難所の環境整備等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十月二十三日

奥田　ふみよ

参議院議長　関口昌一　殿

避難所の環境整備等に関する質問主意書

一　令和八年十月十九日の参議院予算委員会において、私は、避難所として利用される公立学校の体育館などへの、冷暖房の早急な完備を求めた。これに対して、高市早苗内閣総理大臣は、「お金の問題ですぐ付かないんじゃないんです。ほかにも様々な事情がある。人手もあれば、それから、学校ですから、体育館を授業で使っている間は工事ができません。様々な事情があります。お金だけの問題じゃありませんが、アズ・スーン・アズ・ポッシブルということで目標年度を前倒したと。だから、着実に進んでいきますよ。」と答弁した。

1　「人手」の問題を解決するため、避難所に冷暖房設備を取り付ける事業者やその人員を集める取組を政府としてどのように行っているか示されたい。

2　体育館使用中は工事ができないという問題を解決するため、公立学校以外の公共の体育館やスポーツセンターなどを授業で使用できるように調整し、その間に避難所として利用する体育館の冷暖房配備を進められるよう国として支援すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　同委員会において、私は、「誰の名誉とかそういうこと以前に、地元の被災者たちが苦しんでいる。是

非、総理、もう一度視察に行ってください。」と発言し、高市内閣総理大臣に対し、令和八年熊本地震被災地を再度訪問することを求めた。

1　高市内閣総理大臣及び小泉進次郎防衛大臣が次に令和八年熊本地震被災地を訪問するのはいつになる予定か、それぞれ示されたい。

2　令和八年一月一日から同委員会までの時点で、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された災害が十一件起きているが、これらの災害被災地を高市内閣総理大臣及び小泉防衛大臣が視察した回数をそれぞれ示されたい。

3　高市内閣総理大臣や小泉防衛大臣による被災地視察の回数や視察内容は、被災地復旧や被災者支援のための施策を適切に判断するために十分か、政府の見解を示されたい。

右質問する。